

情報公開審査会（第55回）会議議事録

- 1 日 時 令和5年6月1日（木）
午後9時30分から午前9時45分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎11階北会議室
- 3 出席者 情報公開審査会 小磯会長 小林委員 西村委員 長谷川委員 渡辺委員
事務局 福島参事 蜂巢課長補佐

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 審議・報告事項
令和4年度情報公開の実施状況について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 審議・報告事項について

- (1) 議事録署名人の指名
小磯会長が、議事録署名人に西村委員を指名した。
- (2) 令和4年度情報公開の実施状況について

○報告

福島参事から、令和4年度における情報公開の実施状況について報告があった。

ア 情報公開の請求等の件数について、公開の請求は213件、公開の申出は27件、合計で240件であった。全部公開は90件、部分公開は127件、非公開は8件、取下げは15件であった。

イ 部分公開となった111件（前橋市情報公開条例第6条各号に該当する情報等）の理由と、理由ごとの件数は、次のとおりであった。

- (ア) 第2号の個人情報に該当する部分を非公開としたもの 68件
- (イ) 第3号の法人情報に該当する部分を非公開としたもの 12件
- (ウ) 第4号の意思決定過程情報に該当する部分を非公開としたもの 8件
- (エ) 第5号の事務事業執行情報に該当する部分を非公開としたもの 11件
- (オ) 第7号の公共の安全情報に該当する部分を非公開としたもの 65件
- (カ) 請求に係る行政情報が不存在のもの 31件

ウ 非公開となった7件についての非公開理由は次のとおりであった。

(ア) 第4号の意思決定過程情報に該当するもの 1件

(イ) 第5号の事務事業執行情報に該当するもの 1件

(ウ) 請求に係る行政情報が不存在のもの 5件

エ 令和4年度の請求等の件数は240件であり、令和3年度の224件と比較すると、16件増加している。これは、情報公開の申出の件数が増えた事が主な要因と考えている。

オ 審査請求は、なかった。

カ 令和4年度の情報提供の申込件数は213件であった。「情報提供」とは、これまで前橋市情報公開条例に基づいた公開請求の手続きによらなければ公開しなかった行政情報について、積極的に行政情報を公開するという観点から、あらかじめ非公開情報を除いたものを提供できる情報として準備しておき、申込に応じて提供する制度のことである。現在、対象としている行政情報は、保健所が保有する施設の開設許可等に係る台帳情報及び市が発注する公共工事等の設計書で、金額、数量等が記載されたものとなっている。

○ 質疑・応答

(小磯会長)

事務局の説明に対し、意見・質問はあるか。

(小磯会長)

非開示等の理由が条例上の非開示理由のどれに該当するかというのは、報告書の9ページ以降の個別の処理状況から確認できるということか。

(福島参事)

そのとおりである。

(小磯会長)

令和4年度は、非開示の決定等に対する審査請求はなかったということでしょうか。

(福島参事)

そのとおりである。

(小磯会長)

情報提供の制度の対象としている行政情報は、保健所が保有する施設の開設許可等に係る台帳情報と市が発注する公共工事等の設計書ということだが、これ以外に情報提供の制度の対象に含めるか検討している行政情報はあるか。

(福島参事)

現時点で検討しているものはないが、今後、請求件数が多い行政情報がでてきた場合は、対象として検討したいと考えている。

(長谷川委員)

写しの交付の方法は、紙ベースでの提供だけなのか。

(蜂巣課長補佐)

CD-Rにより、データファイルとしても提供している。

(長谷川委員)

提供方法は、窓口に来てもらい、費用と引き換えに写し又はCD-Rを交付するという方式か。

(蜂巣課長補佐)

写しの交付の費用については、CD-Rの場合、市があらかじめCD-Rを購入しておき、購入時の時価に基づいて実費を徴収している。また、交付方法については、窓口の他に郵送での交付も行っている。郵送の場合は、写しの作成費用と郵送費用を合算した額の納付書を公開決定通知と併せて送付し、納付されたことを領収証書により確認したのち、公開情報の写しを送付している。

(長谷川委員)

メールなどにより申請をした方は、メールの返信によりデータで提供を受けるということはないのか。

(蜂巣課長補佐)

メールでの提供は行っていない。

(西村委員)

非公開の理由について、かなり長く書かれているものもあるが、これは決定通知書に書かれている非開示理由と同じ文章か。

(蜂巣課長補佐)

請求者に交付する決定通知書に記載している非公開理由と同じ内容を記載している。

(西村委員)

一部、「〇〇」と伏せられている部分があるのは、個人的な記録が書かれているからということなのか。

(蜂巣課長補佐)

決定時には具体的に記載があったところだが、実施状況報告という資料においては「〇〇」と表現をしている。

(小磯会長)

公開の実施日の部分で「未実施」となっているものがあるが、これはどういうことか。

(蜂巣課長補佐)

申請者に公開決定通知書等を送付したが、申請者が閲覧や写しの交付といった

公開情報の受取りの手続きを行わなかった場合である。

(小磯会長)

市としては公開、非公開の決定までは条例どおりに手続きをしたが、相手方が受け取っていないため、手続きが完了していないということで「未実施」という表現をしているということか。

(蜂巣課長補佐)

そのとおりである。

(3) その他

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

6 閉会 午前9時45分

前橋市情報公開審査会運営要領第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

前橋市情報公開審査会

会長

前橋市情報公開審査会

委員